

議提第 1 号

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び白石市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

平成 3 1 年 3 月 8 日

提出者	白石市議会議員	<u>四 竈 英 夫</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>伊 藤 勝 美</u>
〃	〃	<u>澁 谷 政 義</u>
〃	〃	<u>保 科 善 一 郎</u>
〃	〃	<u>大 野 栄 光</u>
〃	〃	<u>佐 藤 龍 彦</u>
〃	〃	<u>平 間 知 一</u>
〃	〃	<u>沼 倉 啓 介</u>
〃	〃	<u>山 谷 清</u>

白石市議会議長 志 村 新一郎 殿

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める 意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところである。

その中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は税法上所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価を支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得からの控除額として認められているのみである。この控除額が家族従業者の所得とされるため、配偶者の所得は21万円、その他家族の所得は0円となり、社会的・経済的な不利益を引き起こし自立が困難になっている。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができるが、白色申告も記帳は義務付けられており、申告の仕方が青色であっても白色であっても家族従業者の労働は同じであり、正当に評価されるべきである。

所得税法第56条は、戦前の家制度・世帯単位課税制度の名残である。

派遣労働などの非正規雇用の増加により、女性や若者の働き分に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として問題になり、改善する仕組みをつくることが急務といわれている。一人ひとりの働き分を正当に評価することは人権を守ることにつながり、自営業の家族従業者にとって自家労賃を認めていない所得税法第56条の見直しは人権の回復ともいえるものである。

よって、国及び政府に対し、税法だけでなく民法・社会保障にも関わる所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月8日

宮城県白石市議会

内閣総理大臣	安部晋三殿
衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿